

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）
及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）
農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業	町方、小枕・伸松地区 ((4)-A-②-2地区)	大槌町

図面記号		土地の所在		地目		面積 (㎡)	土地利用区分	
(4)-A-②-2		地番	登記簿	現況	農振法		都市 計画法	
土地の所在等	上閉伊郡大槌町大槌第12地割字柁内	122番の一部	田	田	866㎡ のうち 359㎡	農振 地域外	非線引き都市 計画区域の 用途地域内	
	上閉伊郡大槌町大槌第12地割字柁内	123番の一部	田	田	909㎡ のうち 870㎡	農振 地域外	非線引き都市 計画区域の 用途地域内	
	上閉伊郡大槌町大槌第12地割字柁内	124番の一部	田	田	879㎡ のうち 883㎡	農振 地域外	非線引き都市 計画区域の 用途地域内	
	計	計 3 筆	2,112 ㎡ (田 2,112 ㎡、畑 0 ㎡)					
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>住宅団地の汚水排水については個別の浄化槽により処理し、雨水排水についても道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。</p> <p>また、法面保護等を行いながら事業を適切に実施することにより、土砂の流出・崩壊を防止し、耕作用道路については、必要に応じて付替えを行い、耕作に影響を与えないように措置する。</p> <p>農業用水及び排水路については、機能を損なわないよう団地整備を行うため、周辺農地に影響はない。</p>							

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）
農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業	町方、小枕・伸松地区 （(4)-A-②-4地区）	大槌町

図面記号							
(4)-A-②-4							
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用区分	
			登記簿	現況		農振法	都市計画法
	上閉伊郡大槌町小槌第26地割字花輪田	140番1の一部	田	畑	963㎡のうち939	農振地域外	非線引き都市計画区域の用途地域内
	上閉伊郡大槌町小槌第26地割字花輪田	141番4	田	畑	230	農振地域外	非線引き都市計画区域の用途地域内
計		計 2 筆		1,169 ㎡ (田 0 ㎡、畑 1,169 ㎡)			
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>住宅団地の污水排水については個別の浄化槽により処理し、雨水排水についても道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。</p> <p>また、法面保護等を行いながら事業を適切に実施することにより、土砂の流出・崩壊を防止し、耕作用道路については、必要に応じて付替えを行い、耕作に影響を与えないように措置する。</p> <p>農業用水及び排水路については、機能を損なわないよう団地整備を行うため、周辺農地に影響はない。</p>						

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）
及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）
農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業	町方、小枕・伸松地区 ((4)-A-②-5地区)	大槌町

図面記号							
(4)-A-②-5							
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用区分	
			登記簿	現況		農振法	都市 計画法
	上関伊郡大槌町小槌第26地割字花輪田	126番1	田	畑	1,422	農振地域外	非線引き都市計画区域の用途地域内
	計	計 1 筆		1,422 ㎡ (田 0 ㎡、畑 1,422 ㎡)			
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>住宅団地の污水排水については個別の浄化槽により処理し、雨水排水についても道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。</p> <p>また、法面保護等を行いながら事業を適切に実施することにより、土砂の流出・崩壊を防止し、耕作用道路については、必要に応じて付替えを行い、耕作に影響を与えないように措置する。</p> <p>農業用水及び排水路については、機能を損なわないよう団地整備を行うため、周辺農地に影響はない。</p>						